

デジタル録画機での録画の制限が緩和されます

2008年7月4日より*、デジタルテレビ放送(NHKと無料民放)のコピー制御が**ダビング10**に変わります。

*社団法人 デジタル放送推進協会(Dpa)のホームページをご参照ください。 URL: <http://www.dpa.or.jp>



ダビング10
とは?

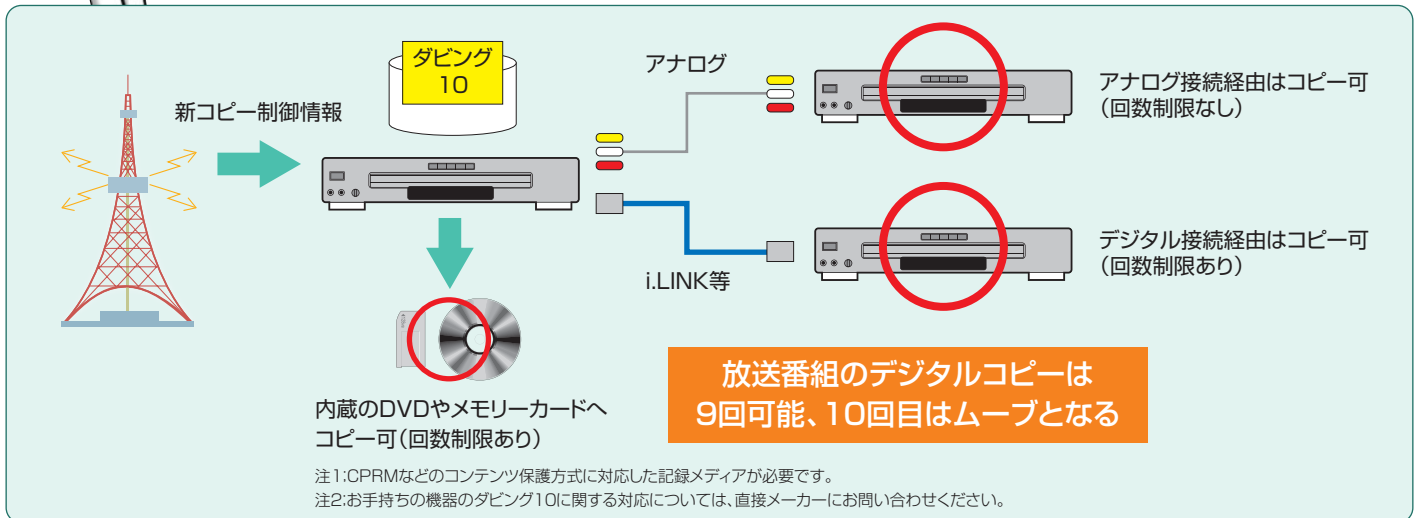
ハードディスク(HDD)内蔵録画機(レコーダ・PC・テレビ等)にて

- HDDに録画した番組をDVD等の記録メディアに「コピー9回+ムーブ1回」可能です。
- HDDに録画した番組を再生時にアナログ信号経由でダビングできます。

・ダビング10のコピー制御のかかった番組を、DVDに録画する場合は、CPRMに対応した録画機で、CPRM対応の記録ディスクにVRモードで録画してください。

【DVDに録画した場合には、一部のHD記録できる機器を使用している場合を除き、一般にSD画質になります。またブルーレイディスク・HD DVD・iVDR-SなどではHD画質での録画が可能です。記録メディアはコンテンツ保護方式に対応したものがが必要です。(注 SD:アナログ放送と同じ解像度、HD:ハイビジョンの解像度)】

- ・HDDからコピー・ムーブされたDVDなどから他のデジタル録画機器への再コピーはできません。
- ・ダビング10に対応していない録画機では従来どおり「一回だけ録画可能」のままとなります。



- ・ムーブ完了後ハードディスクに録画された番組は自動的に消去されます。
- ・ハードディスク内蔵録画機であっても直接DVDなどの記録メディアに録画した場合は「一回だけ録画可能」となります。
- ・ハードディスクを内蔵しない録画機では従来どおり「一回だけ録画可能」となります。
- ・録画したDVDはCPRM方式に対応していない機器では再生できません。
- ・すべてのデジタルテレビ放送がダビング10になるわけではありません。

私的目的で録画したものでも、著作権者等に無断で、販売したりインターネットで公衆に送信すると著作権侵害となります。